

見積作成時の注意事項

①禁止ワード(あいまいと判断される表現)

- ・雑●●
- ・副●●
- ・仮●●(ただし、仮復旧、仮移設は OK)
- ・●●等
- ・その他、その他●●
- ・約●m、約●個
- ・●●一式
- ・一般管理費
- ・出精値引き

②おかしいと判断されるもの

- ・人工や工程が端数(3.4 とか 15.6 とか)⇒特別な理由がない限り、整数か 0.5 単位にする

③見積計算は切り捨てのみ有効

- ・各項目毎にすべて切り捨てとする

④諸経費、端数処理を見積項目に使用する場合

- ・諸経費を使用する場合は、●●に対する諸経費▲▲%という表現にする(対象を明確に)
- ・端数処理を使用する場合も、●●に対する端数処理という表現にする(対象を明確に)

⑤実績報告時に必要書類の照合が大変なもの

- ・交通費(区間、料金の証明となるものが必要)
- ・運搬費は照合不要なため使用可能
- ・産廃処分費(マニフェストの控えが必要)

⑥補助対象外とみなすもの

- ・消耗品(カラーコーン、保安柵等、他現場でも流用可能なもの)
- ・仮設事務所、仮設電源、仮設電話
- ・ガバナー周りのフェンス、柵(保安上必要でも、法令上必要でないもの)
- ・メーター屋根、雨風よけ(保安上必要でも、法令上必要でないもの)
- ・基礎設置のための杭打ち、土壌改良、残土処理(設備償却後も成果を活用可能なため)

以上